

令和6年1月から

新NISAが始まります



お金や暮らしの知恵を学びましょ

前号ではNISAについてご紹介しました。

NISAは令和6年1月から制度が拡充されます。これまでのNISAには、口座の開設期間に限りがあったり、「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制であったりするなどの制限がありましたが、見直しによりこれらの制限がなくなり、より使いやすい制度になります。

令和6年1月27日（土）に開催する金融・経済講演会では、新NISAについても解説します。制度を詳しく知りたい方をはじめ、資産運用を始めてみたい方も、ぜひお越しください。

| 令和6年1月からの 新しいNISAの概要 | つみたて投資枠 | 併用可 | 成長投資枠 |
|--------------------------------------|------------------------|---------|-------------|
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した、一定の投資信託 | | 上場株式・投資信託等 |
| NISA口座の開設期間 | 恒久 | | 恒久 |
| 年間投資枠 (運用益を非課税にできる、投資の上限額／年) | 120万円 | | 240万円 |
| 非課税保有限度額（総枠） (運用益を非課税にできる、投資額の総額) | | 1,800万円 | 1,200万円（内数） |
| 非課税保有期間 (運用益を非課税にできる期間) | 無期限 | | 無期限 |

金融・経済講演会 2023

暮らしに役立つ法律と新NISA制度を学んでみませんか？

宮城県金融広報委員会では、「くらしに役立つ法律の知識～ひとごとではない消費者問題～」、「私ならこうする 新NISA戦略」をテーマに、国際弁護士・コメントーターとして御活躍中のハ代英輝氏、ファイナンシャルプランナーの佐々木千嘉子氏をお招きし、講演会とセミナーを開催します。

参加は無料です。お申し込みは右記の電話又はQRコードから受けいたします。

日時：令和6年1月27日（土）

13:30 ~ 16:10

場所：仙台国際センター「橋」

定員：先着200名（定員になり次第締切）

締切：令和6年1月24日（水）

申込：TEL 又は WEB からお申込みください。

TEL 022-211-2523

（宮城県消費生活・文化課内）

WEB  （宮城県金融広報委員会ホームページ）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ ライブ配信サービスで投げ銭！高額課金に気を付けて
- ◆ スマートフォンの料金プランきちんと確認していますか？「通話は無料」のはずなのに、特定の番号は対象外だった！
- ◆ ～商品やサービスに不満・苦情・要望があったとき～消費者が意見を伝える際の3つのポイント
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害 自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺に注意！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 令和6年1月から新NISAが始まります（宮城県金融広報委員会）



ライブ配信サービスで投げ銭！高額課金に気を付けて

相談事例



クレジットカードの利用明細に、30万円以上もの**身に覚えのない請求**があった。調べてみると、小学生の息子が**親のスマートフォン**を使って、動画投稿アプリの**動画配信**を観て、**投げ銭**を繰り返していたことが分かった。

スマートフォンに**クレジット情報を登録**したままになっており、私が操作するのを見ていた息子も、クレジット払いが使えてしまったようだ。



★アドバイス★

- ライブ配信サービスの配信者を応援するため、オンライン上で課金するいわゆる「投げ銭」で、**子どもが保護者に無断で課金**したという相談が寄せられています。
- スマートフォンやタブレット端末などのクレジットカードの登録状況やキャリア決済の設定状況等を確認し、**暗証番号の管理を徹底**しましょう。
- 保護者のアカウントを子どもに利用させないようにしたり、ペアレンタルコントロールを利用し、子どもの利用を制限したりすることが有効です。
- 子どもが保護者の許可なく課金しないように、子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを理解し、使い方やルールについて、**日ごろから家族で話し合いましょう。**
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活窓口等にご相談ください。

スマートフォンの料金プランきちんと確認していますか？

「通話は無料」のはずなのに、特定の番号は対象外だった！

相談事例 どこへかけても定額料金以外の通話料金はかかるないというスマートフォンの料金プランに加入している。



先日、特定の番号から始まるダイヤルに電話したとき、「1分間に20円の通話料がかかります」のガイダンスは流れたが、「通話は無料」だと思っていたのでそのまま利用した。

ところが、その月の請求額が通常よりも高かったので利用明細を確認したところ、特定の番号への通話は定額の対象外だとわかった。

★アドバイス★

- 特定の番号から始まるダイヤルサービスの通話料など、定額料金プランの対象外となっているケースがあります。定額料金プランの対象外となっている通話先などがないかウェブサイトなどで利用条件をよく確認することが大切です。
- 携帯電話やスマートフォンの料金プランには、他社の携帯電話や固定電話への通話を基本料金のみの定額で利用できるものがあります。しかし、一定の番号から始まり、発信地を問わず通話料が一定になるダイヤルサービス（※ナビダイヤルやテレドーム等）の通話料のほか、携帯電話会社が電話番号や利用条件を定め、定額料金プランの対象外としている場合があります。この場合、定額料金プランに加入していても、ダイヤルサービス会社が定める通話料が別途かかりますので、注意が必要です。
- このような定額料金プランの対象外の電話番号は、携帯電話会社のウェブサイトにも表示されていますので、あらかじめ確認しておくようにしましょう。

～商品やサービスに不満・苦情・要望があったとき～ 消費者が意見を伝える際の3つのポイント



消費者が意見を適切に事業者に伝えることは、事業者の提供する商品やサービスの改善を促すことにつながります。自立した「消費者」として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」ときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。



ポイント1 ひと呼吸、置きましょう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。

従業員も消費者と同じ「人」として、お互いに尊重しあうことが大切です。

ポイント2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」をていねいに伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、ていねいに伝えることが重要です。

ポイント3 事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。

ストップ!
特殊詐欺被害

自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺に注意!



©KANAGAWA2013

- 契約したことのない電話関連会社を名乗る事業者から「**料金未納**」が発生している。放置すると法的措置を取る」という**自動音声の電話**がかかってきた、という相談が寄せられています。
- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。
- 非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- **不審な電話の多くは固定電話機にかかってきます。**
- 家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても、直接、話をしない環境を整えましょう。



消費生活センターからのお知らせ

1月のカレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 12/31 | 1/1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 休 | 休 | 休 | 休 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 休 | 休 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 休 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 休 | D | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 2/1 | 2/2 | 2/3 |
| 休 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 宮城県消費生活センターの1月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日、2日(火)、3日(水)と22日(月)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)



消費者庁イラスト集より

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談!



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



Xツイッター
やってます。



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。